

町田市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年(2022年)6月2日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例

町田市保健所関係手数料条例（平成22年12月町田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	金額	名称	金額
略	略	略	略
124から <u>133</u> まで 削除		124から <u>131</u> まで 削除	
		<u>132</u> 東京都ふぐの取扱い 規制条例(昭和61年東京都 条例第51号)第17条第2 項の規定に基づく届出済票 交付手数料	1件につ き 3,0 00円
		<u>133</u> 東京都ふぐの取扱い 規制条例第17条第4項の 規定に基づく届出済票再交 付手数料	1件につ き 2,4 00円
略	略	略	略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。